

災害復興法学が伝承するリーガル・レジリエンス

臨時法から恒久法への昇華と災害法制の新型コロナウイルス感染症への応用

銀座パートナーズ法律事務所 弁護士・岩手大学地域防災研究センター客員教授・
北海道大学公共政策学研究センター上席研究員・博士（法学） 岡本 正



1. 災害復興法学とリーガル・レジリエンス

災害復興法学とは、「災害時に弁護士が実施する無料法律相談事例を集約し被災者のリーガル・ニーズを分析することで、災害対策や復興支援に関する制度的・法的課題を類型化し、類型ごとの課題を克服する政策上の提言及び政策形成活動を経た法改正や新規立法等の軌跡を記録・検証し、同時に残された立法政策上の課題を浮き彫りにするとともに、その解決に資する政策形成活動や立法事実集約活動を伝承し、社会における法制度の改善と向上に直接還元することを目的とした新たな「法学」及び「公共政策」の学術領域と研究分野」である。教育活動としては、2012年に慶應義塾大学に講座を開設したことに始まり、文理の垣根を越えて複数大学での講座創設と教材・教育ノウハウの拡大を展開しているところである。

災害においては、被害にあった記録は数値とともに明確に記録され確実な伝承がなされるが、災害からの復興過程を支えた公共政策の記録については、視覚化・類型化が難しかったのか、これまでまとまった記述が見受けられなかった。そこで災害時の被災者の生活再建や被災地の復興に絞って、法改正の経緯とその背景を記録することで、災害から復興過程への大きな流れを伝承しようとしたのが災害復興法学である。

本稿では、近年ようやく成立に至った「自然災害義援金差押禁止法」の成立経緯と意義を解説し、あわせて新型コロナウイルス関連給付金の保護法案についても本稿執筆時までの状況を記述する。現場からのボトムアップの提言をきっかけに法律が変化し、危機に強い「しなやかさ」を持ったよりよいものに作り替えられていく様は、社会が「法的強靱性」（リーガル・レジリエンス）を獲得しようと挑戦してきた公共政策

の歴史でもある。

2. 臨時法から恒久法へ

当該自然災害に起因して作られた臨時法が、そのほかの自然災害等でも使えるよう恒久法へ昇華したもののなかには、私的自治に介入し、私権を制限するような法改正もある。本稿でごく一部を紹介する。なお、『災害復興法学』、『災害復興法学Ⅱ』及び『災害復興法学の体系』（いずれも岡本正）に詳しい。

（1）義援金差押禁止法

次項「3」にて詳述する。

（2）相続放棄期間特例法

「東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律」（2011年6月17日成立）により、相続人が相続開始を知ってから3か月間である相続放棄等の熟慮期間を延長した。その後、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の一部改正（2013年6月17日成立）により、特定非常災害特別措置法の適用時に、政令によって被災地においては相続放棄の熟慮期間を1年以内で延長できるとする恒久法化が実現（同法6条）した。この恒久法は、熊本地震、西日本豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨でも発動された。

（3）被災ローン減免制度

東日本大震災後に、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（2011年7月15日制定）という破産手続等の法的債務整理によらずして、債務者の手元に一定の財産を残したまま債務減免ができるルールを定めた準則が制定された。これにより、破産手続よりも多くの財産を手元に残せる、連帯保証人への請求

がされない、信用情報登録されない、弁護士である登録支援専門家の手続支援が無償で受けられる、などのメリットを享受できる。その後、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（2015年12月25日制定、同年9月2日に遡及適用）」が制定され、災害救助法適用の自然災害一般へと債務整理対象を拡大し、簡易裁判所の特定調停手続を利用する恒久的な準則へと昇華した。

（４）所有者不明土地の土地収用法の要件緩和

「東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律」（2014年4月23日成立）により、復興事業促進のために土地収用法の収用手続を簡素化した。事業認定までの処理期限の短縮と努力義務の明記、決裁申請手続の簡素化、緊急使用の使用期限を6か月から1年へ延長、収用委員会による決裁期限の努力義務の明記、小規模団地住宅施設整備事業の対象を50戸以上から5戸以上に緩和、などの規制緩和が行われた。同時に、「大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律」（2014年4月23日成立）によって同様の制度が恒久法として整備されるに至った。この時の議論は、法務省や国土交通省が中心となって進めている所有者不明土地や相続登記未了土地対策の法改正にも大いに貢献している。

3. 義援金差押禁止法案成立の軌跡

（１）義援金差押禁止法の成立と内容

2021年6月4日、「自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律」が参議院本会議にて全会一致で成立した。自然災害の義援金を、災害規模の大小を問わず差押え禁止にする恒久法である。東日本大震災から合計5回の臨時法を経て成立した。以下に全条文を記述する。

（趣旨）

第一条 この法律は、自然災害義援金に係る抛出の趣旨に鑑み、自然災害の被災者等が自ら自然災害義援金を使用することができるよう、自然災害義援金に係る差押禁止等

ついて定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「自然災害義援金」とは、自然災害（暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生じた被害をいう。附則第二項において同じ。）の被災者又はその遺族（以下この条において「被災者等」という。）の生活を支援し、被災者等を慰藉(しゃ)する等のため自発的に抛出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。

（差押禁止等）

第三条 自然災害義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 自然災害義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、令和三年一月一日以後に発生した自然災害に関し、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった自然災害義援金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

恒久法となった義援金差押禁止法は、保護の対象になる「自然災害義援金」を「自然災害の被災者等の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のために自発的に抛出された金銭を原資として、都道府県又は市町村が一定の配分の基準に従って被災者等に交付する金銭」と定義している（同法1条）。すなわち、災害の種類を「自然災害」に限定してはいるものの、災害の規模については限定せず、すべての自然災害における義援金が保護の対象になる。長年の自治体の現場や弁護士の提言を最大限反映したものと評価できる。ただし、効力が及ぶのは、2021年1月1日以後に発生した災害に限られる。それ以前の災害は、あくまで臨時法が成立した範囲での保護となる（附則参照）。

（２）臨時法制定の経緯①（東日本大震災）

「東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律」（2011年8月23日成立）により、はじめての義援金保護法が誕生した。効力は東日本大震災限りの臨時法となった。

なお、被災者らへの給付金支援である「被災者生活再建支援金」（被災者生活再建支援法）及び「災害弔慰金・災害障害見舞金」（災害弔慰金法）は、当時差押禁止財産でなかった。そこで、上記法改正と同時に、弁護士らの政策提言と与野党議員の連携により、それぞれの根拠法の改正によって行われた。こうして、被災者生活再建支援金等は、もともと恒久法である根拠法があるため、一度の法改正で差押禁止財産とする恒久的手当てが実現した。

（３）臨時法制定の経緯②（熊本地震）

熊本地震（2016年4月）の発生直後から、これまで被災者支援に関わってきた法律家や東日本大震災当時の立法ノウハウを持った国会議員らから、義援金を保護すべきであるとの法政策提言が相次ぎ、「平成二十八年熊本地震災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律」（2016年5月27日成立）によって、義援金を保護する手当てが比較的速やかに実現した。効力は熊本地震に限られた。東日本大震災から熊本地震までに5年以上の空白があったことを考えると、これまでのほかの災害では、債務者が義援金を返済原資にしてしまうなどしたことで義援金を手元に保護できなかった事例が埋もれていた可能性は拭えない。

（４）臨時法制定の経緯③（西日本豪雨等）

西日本豪雨（2018年7月）の発生を受けて超党派の連携による議員立法で速やかに「平成三十年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律」（2018年7月20日成立）が手当された。西日本豪雨だけではなく、その直前にあった大阪府北部地震（2018年6月）の義援金も保護対象となった。

しかし、西日本豪雨の前年2017年9月に福岡県や大分県を中心に被害をもたらした九州北部豪雨では約26億円の義援金が集まるほどであったが義援金差

押禁止法案は作られなかった。

西日本豪雨の直後には、猛烈な風雨で関西国際空港を含む近畿広域に甚大な被害を引き起こした平成30年台風21号（2018年9月）や、震度7を記録し、土砂崩れや建物倒壊などで多数の犠牲をもたらした北海道胆振東部地震（2018年9月）がおきた。当時、大阪市会、北海道議会をはじめとする各地方議会や、被災地の大阪弁護士会などからも、義援金保護の臨時法及び恒久法の成立を求める提言が相次いだ。また、北海道胆振東部地震では57億円以上の義援金が寄せられていた。しかし、これらの義援金については差押禁止法が作られることはなかった。

（５）臨時法制定の経緯④（令和元年東日本台風）

2019年（令和元年）8月の佐賀豪雨、9月の台風第15号（房総半島台風）、10月の台風第19号（東日本台風）、10月24から26日の大雨（台風第21号）の大規模な豪雨災害については、「令和元年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律」（2020年12月6日成立）により義援金差押禁止の臨時措置がとられるに至った。ただし、2019年6月に発生したM6.7の山形県沖地震では建物被害が多い反面、被災者生活再建支援法の適用エリアは狭く、むしろ義援金による支援が重要であったにもかかわらず、義援金差押禁止法の範囲からは除外されてしまっている。

いっぽう、上記の法律の附則第3条には、「差押えの禁止等の対象となる義援金（災害の被災者等の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。以下この項において同じ。）の範囲その他の義援金の差押えの禁止等の在り方については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」と記述された。度重なる後手後手の義援金差押禁止臨時法や対象漏れの繰り返しを教訓にすべきことを、国会全体としてもようやく明記するに至ったものであり、義援金差押禁止の恒久法実現への機運が高まっているかのように思えた。

(6) 臨時法制定の経緯⑤ (令和2年7月豪雨)

2020年の通常国会が始まって、残念ながら議員立法としても政府提出法案としても、義援金差押禁止法の恒久法の法案提出の動きは起きなかった。その間数多くの機会をとらえて筆者をはじめ弁護士らの政策提言活動がなされ、与野党の検討会や勉強会も相当回数開かれたものの、結局大きなうねりに至る前に議論が自然消滅することが繰り返されてしまっていた。なお、政府側としては、義援金を担当する省庁の不存在を理由として、どの部署からも義援金差押禁止法の提出はできないという説明であった。

通常国会も閉会してしまった2020年7月、「令和2年7月豪雨」が発生した。東日本大震災を入れて実に5度目の「特定非常災害」級の巨大災害である。当然、義援金を保護する動きは起きたが、結局のところ「令和二年七月豪雨災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律」(2022年12月11日)が超党派の議員立法で手当てされたにすぎず、対象となる自然災害を限定した臨時法の成立にとどまった。

(7) 臨時法から恒久法へ (令和3年の動き)

2021年(令和3年)の通常国会が始まり、「6度目の正直」を目指して与野党でついに義援金差押禁止法案がまとまる機運が高まった。与党の最終調整段階において、あるいは衆議院法制局や参議院法制局からも言われていた最後の論点は、「どの規模や被害程度の自然災害の義援金を保護対象にするか」であり、パターンとしては3点ほど示されていた。すなわち、①自然災害の種類を限定せずすべての自然災害の義援金を保護対象とする、②特定非常災害級の災害における義援金のみを保護対象とする、③災害救助法適用災害における義援金のみを保護対象とする、という案である。一見するともっともらしい論点のように思えるが、本来これは①以外はあり得ない選択肢である。どのような災害であれ、被害を受けたものを救済する国民的慰藉の感情に軽重などありえない。また、「自然災害義援金」の定義は、あくまで自治体を通じて配分される金銭やその請求権であるから、法文としても極めて

明確になっている。大きな災害であれば多くの義援金が集まる傾向にあり、局地的災害であれば、比較的少ない金銭が集まる傾向になる、というだけのことなのである。しかも、特定非常災害のみに限定(②)することは、あまりに機会が少なすぎることは明白である。衆議院法制局や参議院法制局は、これまで東日本大震災以降は偶然特定非常災害のときに臨時法が作られてきたことを踏まえ、特定非常災害に絞った法案を提示していた。しかし、これまでの経緯を考慮すると、あまりに形式的な案だったといわざるを得ず最終的には無限定の案に改定されていくことになる。災害救助法適用災害に限定する案(③)は、いかにもバランスがとれたように見えがちであるが、被害を受けた個人の生活再建や死亡した者の遺族への慰藉の気持ちが災害の規模で変わることの方こそ説明がつかないのは先述の通りである。日本弁護士連合会の執行部弁護士らのなかには、災害救助法に限定する案でよいとする意見を表明した者もあったようだが、筆者や日本弁護士連合会災害復興支援委員会に所属する弁護士らの説得によって、災害救助法に限定する案(③)も採用できないものと最終的には調整に至った。

自然災害の範囲をどうすべきかについては、立法府から何度となく意見や資料提出を求められていた論点であった。弁護士らは、寄付者の意思の反映や被災者の生活再建という立法趣旨からすれば、災害規模を限定する必要はない(すべきではない)旨を、与野党国会議員、衆議院法制局、参議院法制局らに対して幾度となく説明してきたところである。

以上の紆余曲折を経て、超党派の議員立法によって「自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律」が2021年6月4日に全会一致で成立した(3(1))。

自然災害の義援金に限らず、現行法制に不備が発見されたときには、他の分野でもこのような粘り強い立法政策活動が必要になることがあるだろう。政策提言の動きや立法活動の経緯の記録は、大きな教訓とノウハウになるはずである。「災害復興法学」を興した意義の一つである。

4. コロナ給付金と差押禁止法

(1) 令和2年度特別定額給付金等

2020年2月頃から、日本でも新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のまん延が起き経済活動や家計に大打撃を与え続けている。政府は国民に直接給付金を配布する支援を（少額で不十分であるという指摘は根強いものの）実践してきた。その第1弾が、全国民一律に10万円を支給する「特別定額給付金」と、子育て世帯への加算である「子育て世帯生活支援特別給付金」である。これらは、もともとの個別のしるこを定めた根拠法を持たないコロナ関連予算による特別給付支援措置のため、法律上は差押禁止財産としては認識されないものであった。

当時2020年4月ころに至るまで、政府や国会議員からも差押え禁止を目指す話題は怒らず、筆者も相当心配して各所に掛け合っていたところであるが、最終的には、提言が聞き入れられ、超党派の議員立法による「令和2年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律」（2020年4月30日成立）による手当てがなされた。令和元年までの自然災害義援金差押禁止法の臨時法制定のノウハウが、新型コロナウイルス感染症の給付金に応用されたのである。条文構造も自然災害の義援金と全く同じスタイルとなった。

(2) 令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金等

ひとり親世帯臨時特別給付金と、医療従事者等慰労金の保護のために「令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金等に係る差押禁止等に関する法律」（2020年6月12日成立）が超党派の議員立法で手当てされた。

(3) 令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金等

ひとり親世帯と低所得者世帯を支援する給付金保護のために「令和2年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律」（2021年4月21日）が超党派の議員立法で手当てされた。

(4) 令和3年度子育て世帯等臨時特別給付金

子育て世帯と低所得者世帯を支援する給付金保護のために、「令和3年度子育て世帯等臨時特別給付金に係る差押禁止等に関する法律」（2021年12月20日

成立）が超党派の議員立法で手当てされた。

(5) 令和4年度子育て世帯等臨時特別給付金

低所得のひとり親世帯と低所得の子育て世帯を支援する給付金を保護するため「令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律案」（2021年6月13日成立）が超党派の議員立法で手当てされた。

(6) 令和4年度価格高騰緊急支援給付金

コロナ禍を含む経済影響や原油・物価高騰の影響を受ける低所得者を支援する給付金を保護するため「令和4年度電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る差押禁止等に関する法律」（2022年11月9日成立）が超党派の議員立法で手当てされた。

(7) 令和4年出産・子育て応援給付金

厳密にはコロナ関係給付金とは言えないが、令和4年度の補正予算により実行される10万円相当の「出産準備金」や「出産・子育てクーポン」などの給付を保護するために「令和4年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律」（2022年12月8日成立）が超党派の議員立法で手当てされた。

5. コロナ給付金と差押禁止法案

新型コロナウイルス感染症の本格的な蔓延は2020年2月頃からであり、自然災害でいえば令和元年東日本台風と令和2年7月豪雨の間の時期になる。また、新たに政府が予算措置した新型コロナウイルス感染症関連給付金には、根拠となる恒久法は存在していないので、これらを差押禁止財産にするためには特別に差押禁止法を臨時法で成立させるしかない。この構造は、東日本大震災以降幾度となく成立させてきた自然災害義援金差押禁止法と全く同じである。新型コロナウイルス感染症関連給付金について、比較的速やかに差押禁止法（臨時法）が成立したのは、提言する弁護士、経験のある国会議員、衆議院法制局、参議院法制局等にノウハウが蓄積されていたことが寄与していることは間違いないだろう。

新型コロナウイルス感染症関係給付金で4本もの

超党派議員立法を成立させた2つの国会を経て、2021年の通常国会が開会する。先述した全ての自然災害における義援金の差押えを禁止する法律が、ついにその国会に提出されて成立に至った(3(1))。コロナ給付金で繰り返し実施された立法措置の経験もあいまって、定義が既に明確な義援金だけでも恒久化しておかねばならないという機運が高まったともいえる。

以上のように、義援金差押禁止法の制定と、新型コロナウイルス感染症関連給付金差押禁止法の制定は、相互に影響しあい、その結果として、義援金臨時法は恒久法に昇華し、立法措置の繰り返しや義援金保護漏れの事態に終止符が打たれた。政策実現に至る10年もの歳月とその特徴的な道筋を記録しておく価値は十分にあるだろう。

6. コロナ版ローン減免制度の誕生

新型コロナウイルス感染症の蔓延による個人の生活再建支援策には、自然災害における被災者の生活再建支援政策のノウハウが応用されている。たとえば「新型インフルエンザ等対策特別措置法」やその改正(いわゆる「新型コロナウイルス対策特措法」)による各種対応も、災害対策基本法や特定非常災害特別措置法が定めている支援策をベースにしているものが多い。

法律ではないものの、印象的な政策のなかに「自然災害債務整理ガイドライン」の新型コロナウイルス感染症への拡大適用措置である『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』(2020年12月1日策定)がある。

同特則は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」(2(3))を、新型コロナウイルス感染症の影響による場合に拡大するものであり、感染症の影響で個人(個人事業者を含む)のローンが支払困難になった場合に、手元に差押禁止財産のほか一定財産を残したうえで、債務を免除して整理できるとする制度である。対象となる債務は、本稿時点では

2020年2月1日以前の既往債務と、それ以降に発生した限定的な債務に限られる。自然災害債務整理ガイドラインと同様に、一定の要件を満たして簡易裁判所による特定調停手続を経ることで債務を減免できる画期的な制度である。

東日本大震災直後に「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(2(3))の策定に至るまでに財務省をはじめ関係省庁、立法府、司法府、金融機関等あらゆるステークホルダー、などとの苛烈を極めた交渉と政策形成活動の経緯を思い起こせば、新型コロナウイルス感染症対策としての被災ローン減免制度(コロナ版被災ローン減免制度)の策定それ自体については、特段大きな障壁が立ちふさがることなく成立するに至ったことに隔世の感がある。過去の変革の実績が、新たな「リーガル・レジリエンス」を呼び起こしたものと考えたい。

ただし、コロナ版被災ローン減免制度には大きな課題が残されている。対象債権が限定的にすぎること、債権者である金融機関が非協力的でガイドラインを遵守しているとは言い難い場面が多数あること、公的債権を免除する法律や条例が整備されておらずガイドラインを適用しても免除できない債務があること、本来無料で登録支援専門(弁護士)の支援を受けて手続を進められるにもかかわらず、アドバイスと称して報酬を要求する業者が現れるなど課題は山積している。このような課題を記録することも災害復興法学の役目となっている。

7. 「生活再建基本法」の提言

「災害復興法学」という学問を標榜し、また公共政策の実務者として数多くの法制度の改正に関わり、新規の臨時法の制定、さらにその先の恒久法の確立というダイナミックな法改正の動きを追いかけ記録してきた。そのなかで全く新しい枠組みを構築し、現行法制を抜本的にスクラップアンドビルドしなければならないと思わせる類型が出てきた。それが「個人の生活再建の達成」に関わる分野である。

災害対策基本法の成立は「1961年」と古い。また、災害救助法の成立は「1947年」とさらに古い。特定非常災害特別措置法の成立も「1996年」である。災害弔慰金法（1973年成立）や被災者生活再建支援法（1998年成立）は、議員立法による現場ニーズ対応型・一点突破型の法律である。大規模災害時に登場するこれらの法律は、成立経緯も目的も大きく異なる。実は、これらの法案の中に「個人の生活再建の達成」に必要なメニューが、バラバラに存在しているのである。

様々な支援の起点になる「罹災証明書」制度については「災害対策基本法」、遺族の支援となる「災害弔慰金」の申請受給に関しては「災害弔慰金の支給等に関する法律」、住宅の応急修理制度は「災害救助法」、相続放棄の熟慮期間の延長や、行政手続の期限延長は「特定非常災害特別措置法」、住まいの損壊と再建支援の給付金は「被災者生活再建支援法」、公共インフラ事業者、金融業者、保険会社等による料金減免制度や照会制度などはあくまで法律に基づかない事実上の民間支援、という具合にバラバラなのである。

これらを、個人の生活再建への道筋が時系列でイメージできるようなメニュー構成にしなが、生活再建基本法」に統合することで、同一法案のメニューの組み合わせによる支援がより実現しやすくなり、予算執行効率も上昇するのではないだろうか。また、「支援漏れ」の回避にも貢献することで、「災害ケースマネジメント」をより実効的なものへと引き上げる土壌整備にもなるのではないだろうか。

以下は、『被災したあなたを助けるお金とくらしの話増補版』（岡本正）の目次である。もし自然災害で被害に遭ってしまっても、途方にくれることなく希望を以って歩き出せるよう、その前提となる知識を被災者のニーズの高いものから順次解説することを目的としたイラスト入りの書籍（ハンドブック）である。事前の防災学習ツールとして利用し、かつ防災グッズとして備蓄品とすることを念頭に置いている。

【目次】

Part 1 はじめの一步

- 1 大災害で被災するとはどういうことか
 - 2 生活再建への第一歩「罹災証明書」を必ず知っておこう
 - 3 罹災証明書の被害認定では写真撮影も忘れずに
- コラム 1 新型コロナと生活支援情報

Part 2 貴重品がなくなった

- 4 通帳やカードなしでも預貯金は引き出せる
 - 5 家の権利証がなくなっても権利はなくなるらない
 - 6 保険会社や契約内容が不明なら保険協会の窓口へ
 - 7 保険証をなくしても保険診療を受けられる
- コラム 2 新型コロナと休業支援

Part 3 支払いができない

- 8 携帯電話料金は支払い期限延長や減額も
 - 9 保険会社による保険料の支払い猶予も
 - 10 電気・ガス・水道等公共料金も支払い猶予措置がある
 - 11 被災ローン減免制度は破産に問わず一自然災害債務整理ガイドライン1—
 - 12 被災ローン減免制度には多くのメリット—自然災害債務整理ガイドライン2—
 - 13 返済条件変更前に減免制度の確認を一自然災害債務整理ガイドライン3—
- コラム 3 コロナ版ローン減免制度の誕生

Part 4 お金の支援

- 14 住まいの全壊等には被災者生活再建支援金を一基礎支援金—
 - 15 被災者生活再建支援金には最大200万円の追加金も—加算支援金—
 - 16 遺族等に最大500万円のお見舞い金—災害弔慰金1—
 - 17 「関連死」でも受け取り可能な弔慰金—災害弔慰金2—
 - 18 3年間は返済の必要なし 災害援護資金の貸し付け
 - 19 自治体が配分する義援金の申請を忘れずに
- コラム 4 コロナ給付金を保護せよ

Part 5 トラブルの解決

- 20 賃貸借契約の紛争は災害ADRによる解決を一災害ADR1—
- 21 自宅損壊で隣家に被害が出たらADR活用も—災害

ADR2—

22 便乗・悪質商法に注意! 契約は慎重に

23 避難所環境と女性や子どもの権利に配慮を

コラム 5 新型コロナの紛争にも ADR

Part 6 生活を取り戻す

24 相続放棄ができる期限に注意を

25 特別法の発動で行政手続き等の期限が延長に

26 仮設住宅に入れない!? 自宅の応急修理制度利用には注意を

27 新しい借入れのしくみ「リバース・モーゲージ」を検討しよう

28 仮設住宅の入居要件は緩和されることもある

コラム 6 コロナと避難所 TKB

Part 7 被災地の声を見る

29 無料法律相談 4 万件の声が導く復興政策の軌跡—東日本大震災—

30 無料法律相談 1 万 2000 件の声を防災・減災へ活かす—熊本地震—

コラム 7 新型コロナと国民の声

当該書籍（ハンドブック）は、東日本大震災から約 1 年に亘る合計で 4 万件以上の弁護士による被災者法律相談情報の分析結果（リーガル・ニーズ）をはじめ、その後の大規模災害時の弁護士相談事例の分析結果によるリーガル・ニーズも加味しながら、ブラッシュアップして作り上げたものである。被災した者が知識ゼロからでも絶望せずに、前を向いて歩き出せるように、徹底的に「被災者個人の目線」でニーズの高いものを並べた。同時に、それに見合う短い「お話」を創ることで、被災後にとりあえず冒頭から読み進めることで、自らの状況を把握する手助けができ、次第に、少しでも希望となる情報（法律）を得られるようにすることを目指した構成を心掛けている。いわば制度名などが列挙されたパンフレットや冊子類では果たせない機能を盛り込ませている。必然的に、国、自治体、民間企業、その他事実上の支援などが混在することになった。図らずも既存の法体系を飛び越え横断してい

る目次構成になったのである。筆者はこれを「生活再建基本法」の骨子（素案）として提案するものである。

(参考文献)

- 1) 岡本正（2014）『災害復興法学』（慶應義塾大学出版会）
- 2) 岡本正（2021）『被災したあなたを助けるお金とくらしの話 増補版』（弘文堂）
- 3) 岡本正（2020）「令和 2 年 7 月豪雨義援金の差押禁止法成立—全ての義援金差し押さえ禁止恒久法を目指せ」（Yahoo!ニュース）
- 4) 岡本正（2020）「10 万円の特別定額給付金などの差押禁止法成立—持続化給付金なども追加すべき」（Yahoo!ニュース）
- 5) 岡本正（2019）「義援金を保護する（差押禁止）臨時法成立～急がれる全ての災害義援金を対象にした恒久法～」（Yahoo!ニュース）
- 6) 岡本正（2018）「7 月豪雨と大阪府北部地震で義援金の差押禁止～被災ローン減免にも効果・恒久化をめざせ」（Yahoo!ニュース）
- 7) 日本弁護士連合会「災害を対象とした義援金の差押えを禁止する一般法の制定を求める意見書」（2020 年 1 月 17 日）
- 8) 日本弁護士連合会「自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律の成立に当たっての会長談話」（2021 年 6 月 4 日）
- 9) 岡本正（2021）「すべての自然災害の義援金を保護する法律が成立～自然災害義援金差押禁止法「恒久化」までの 10 年の軌跡」（Yahoo!ニュース）
- 10) ウィキペディア「義援金に係る差押禁止等に関する法律」<https://ja.wikipedia.org/wiki/義援金に係る差押禁止等に関する法律>（2022-12-15）：ウィキペディアの「義援金に係る差押え禁止等に関する法律」の項目は、東日本大震災以降の自然災害義援金やコロナ関連給付金の差押禁止法の成立経緯を、網羅的かつほぼ正確に列挙・整理しており、他に類を見ない異色の項目になっている。本稿では同ウィキペディアの記述を直接利用することはせず国会における法案情報のウェブサイト等を参照して執筆したものであるが、かといって同ページの存在は無視できないものであるため、参考文献として掲げる。
- 11) 日本弁護士連合会「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインの利用のために災害弔慰金の支給等に関する法律の改正を求める意見書」（2022 年 8 月 19 日）
- 12) 日本弁護士連合会「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン及び同ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則の利用のために、直ちに母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正を求める会長声明」（2022 年 9 月 4 日）
- 13) 金融庁・一般社団法人 東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関「【ご注意ください】登録支援専門家への報酬を自然災害ガイドライン（コロナ特則含む）の利用者が支払うことは一切ありません!」（2022 年 8 月 3 日）